

戸田建設株式会社
「(仮称) 五島市沖洋上風力発電事業環境影響評価準備書」に係る審査書

電気事業法 46条の5の規定に基づき、平成29年10月31日付で戸田建設株式会社より届出された「(仮称) 五島市沖洋上風力発電事業環境影響評価準備書」の審査書（発電所の環境影響評価に係る環境審査要領1.(3)(5)）は以下のとおり。

1. 環境審査

(1) 準備書についての意見の概要及び事業者の見解 * 平成29年12月25日

(2) 長崎県知事意見 * 平成30年3月28日

(3) 環境大臣意見 * 平成30年3月29日

(4) 環境審査顧問会風力部会（第22回、第1回）

*平成30年2月8日（1回目） 平成30年4月5日（2回目）

①補足説明資料

②環境審査顧問会での主な指摘事項及び事業者対応方針

顧問の指摘	事業者の対応方針
・事後調査において、バードストライクカメラにより調査の実施を検討されたい。	・バードストライクカメラによる事後調査を検討する。

(1)～(4)の資料については、下記URLを参照。

http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/safety_security.html#kankyo_furyoku

2. 大臣勧告

特定対象事業に係る環境の保全についての適正な配慮がなされるよう、長崎県知事の意見を勘案するとともに、意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配慮し、また、環境審査顧問会風力部会等の意見を踏まえ、別添のとおり勧告を行う。